

※生活保護を利用している方、就学援助が認定見込み・認定されている以外の方は、提出の必要はありません。

様式第5号(第10条関係)



保護者負担金減額・免除申請書（放課後児童クラブ）

小田原市長 様

児童番号 []

学校名	小学校
児童名	
生年月日 平成 年 月 日	

申請日 令和 年 月 日
減免開始月 令和 年 月

次のとおり、放課後児童クラブ保護者負担金の減額又は免除を申請します。

＜減額又は免除を受けようとする理由＞ ※該当する減額又は免除の理由にチェックをつけてください

- 生活保護を利用している。
※生活保護の利用が終了した場合には、必ず、教育総務課までご連絡ください。
- 令和3年度就学援助を認定される見込みである。
※各学校で就学援助の申請を別途行う必要があります。<年度ごとに申請が必要です>
※就学援助は申請されてから、認定審査に時間がかかります。認定される見込みの方はこの減額・免除申請を行なうことで、就学援助の認定審査中は児童クラブ保護者負担金の請求を停止し、就学援助の認定をもって減額又は免除となります。
※認定がされなかった場合、停止していた分をまとめて請求します。
- すでに令和3年度就学援助を認定されている。

＜注意事項＞

- ※年間保険料は減額又は免除の対象ではありません。
- ※減額・免除申請書の提出月から、その申請内容に応じた請求を行います。提出月以前の保護者負担金は減額又は免除の対象となりません。
- ※就学援助制度については、裏面をお読みください。

＜調査等の同意＞

※次の内容を確認し、□にチェック（同意）してください。

- 放課後児童クラブ保護者負担金減額又は免除申請書の内容を理解しました。
- 申請状況の確認のため、生活保護、就学援助、その他の必要な情報を調査することに同意します。

保護者住所	
保護者氏名	

教育総務課処理欄				
受付登録	減免開始月決定	システム入力	要件確認	却下連絡
				却下の場合 →

就学援助制度について

<就学援助制度>

就学しているお子さんをお持ちで、経済的な理由により学用品費や給食費などの費用負担が大きいご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度です。

対象となるのは、小田原市立小中学校にお子さんが就学する保護者で、おおむね下記の所得制限を満たし、当該年度の税申告が済んでいる方です。

<所得制限の目安(下記については令和2年度の目安です)>

世帯人数	世帯構成(例)	総所得(世帯全員)
2人	父または母・小学生1名	210万円前後
3人	父または母・中学生1名、小学生1名	300万円前後
4人	父母・中学生1名、小学生1名	330万円前後
5人	父母・中学生1名、小学生2名	375万円前後

※年間総所得額とは、おおよそ次の算式によります。

(1) 源泉徴収票の場合

「給与所得控除後の金額」 - (社会保険料控除 + 生命保険料控除 + 地震保険料控除)

(2) 確定申告の場合

「所得金額の合計」 - (社会保険料控除 + 生命保険料控除 + 地震保険料控除)

※この目安は、家族の人数、年齢など個々の状況により異なります。

※生命保険料・地震保険料の控除額については、住民税ベースに算定してください。

<手続きについて>

- 就学援助の申請用紙(案内)の配布は、年度当初(4月)以降に各小中学校または小田原市役所教育指導課で行います。
- 申請用紙の提出は、お子様が就学する市立小・中学校(小・中学生の兄弟がいる場合はまとめて小学校にのみ提出)で受け付けます。
- 就学援助の認定審査の結果は例年、夏休み頃に決定が出されています。
- 就学援助の申請が5月以降になると援助費が申請月から月割り減額になるとともに、4月中申請の方のみ対象の援助費目が受けられませんのでご注意ください。

就学援助の事務担当 小田原市教育委員会教育指導課 33-1682

<ご注意>

就学援助と放課後児童クラブ保護者負担金減額・免除は別の制度です。
保護者負担金減額・免除申請とは別に、就学援助の申請を各学校若しくは教育指導課で行う必要があります。